

※このお知らせは、平成24年度厚生労働省予算案に基づくものです。

事業主の皆さまへ

平成24年4月1日から

労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金・再就職支援給付金）は 制度改正を予定しています。

労働移動支援助成金は、事業活動の縮小などに伴い、**離職を余儀なくされる労働者**に対して**再就職支援**を行った事業主に支給するもので、次の2種類の給付金があります。

| 給付金 | 対象となる事業主 | 給付額 |
|------------|---------------------------------------|---|
| 求職活動等支援給付金 | 求職活動などのための休暇を付与した事業主 | 1人につき休暇1日当たり4,000円 (中小企業事業主の場合：7,000円) |
| 再就職支援給付金 | 民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた中小企業事業主 | 委託費用の1/2 (限度額：1人当たり40万円) |

改正内容

求職活動等支援給付金 → **廃止**します。

※ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月以降もこれまでどおり支給申請ができます。

再就職支援給付金

◆対象事業主の要件に、以下を追加します。

「求職活動などのための休暇を付与し、その休暇日に、通常支払う賃金の額以上を支払ったこと」

※ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月以降の申請においても現行の取り扱いとなり、この要件は追加されません。

◆**55歳以上**の労働者の再就職支援については、**助成率を1/2から2/3に引き上げます。**

※ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月以降の申請においても現行の取り扱いとなり、年齢にかかわらず助成率は1/2です。

詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL240124開発01